

江府町一時保育実施要綱

(目的)

第 1 条 この規則は、児童の保護者の就労形態の多様化や傷病等により、断続的に又は緊急に家庭での保育が困難となる場合に、一時的に保育サービス（以下「一時保育」という。）を実施することにより、児童及びその家庭の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施保育園)

第 2 条 一時保育を実施する保育園は、町長が認定した子供の国保育園とする。

(実施事業内容)

第 3 条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 非定型的保育 保護者の家庭における保育が、継続的に困難となる場合に、児童を週 3 日を限度として受け入れる保育サービス。
- (2) 私的事由等保育 保護者の育児に伴う身体的・心理的負担解消のために、一時的に保育の必要な児童を受け入れる保育サービス。
- (3) 緊急保育 保護者の傷病、災害、事故、冠婚葬祭その他やむを得ない事由により、緊急、かつ一時的に保育の必要な児童を受け入れる保育サービス。

(対象児童)

第 4 条 事業の対象となる児童は、保育園に入園していない満 6 ヶ月から小学校就学前までの児童であって、次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、当日、病気等の場合には預かることができない。

- (1) 江府町に住所を有する者による利用
 - (2) 育児、介護等における里帰りによる利用
 - (3) 災害時における避難による利用
 - (4) 保護者の用務（冠婚葬祭又は就労等）に伴う滞在による利用
 - (5) 現に二地域居住しているなど複数の地域に居住する乳幼児であって江府町に住所を有しない者による利用
- 2 前項のいずれにも該当しない場合であって、家庭において保育を受けることが一時的に困難であると町長が認める場合は、この限りでない。

(利用者の定員)

第 5 条 概ね 2 人までとするが、やむを得ないと町長が認めた場合は、この限りではない。

(実施時間及び期間)

第 6 条 (1) 一時保育事業の実施時間は、保育園開園のうち土曜日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までとし、午前から午後にわたり利用する場合は、1 日保育とする。詳細については、保護者と協議し決定する。ただし、特別の理由があると町長が認めたときは、これ

を変更することができる。

- (2) 一時保育の利用は、原則として週3日以内とする。ただし、家庭の状況などによりやむを得ないと町長が認める場合は、この限りではない。

(利用登録)

- 第7条 (1) 一時保育を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ一時保育利用登録申請書を町長に利用の登録申請をしなければならない。
- (2) 町長は申請書の提出を受けたときは、利用者に対し、受け入れ実施の可否を決定し、一時保育利用登録通知書により利用者へ通知するものとする。
- (3) 規定にかかわらず、緊急を要すると町長が認める場合にあっては、電話等の方法により申し込むことができる。この場合における申請手続きは、事後速やかに行うものとする。

(利用登録の解除)

- 第8条 町長は登録申請書を不相当と認めたときは利用者に対し、一時保育利用登録却下通知書により通知するものとする。

(利用申し込み)

- 第9条 利用者は、あらかじめ利用日と利用時間を保育園に電話で申し込みをすることとし、利用する日の当日に保育園に、一時保育利用申込書を提出するものとする。

(利用決定の取消し)

- 第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録を取消し、一時保育終了通知書を送付するものとする。
- (1) 登録されている児童が、第3条の要件を欠くに至った場合
- (2) 利用者から終了届けがあったとき
- (3) 伝染性疾患のため、他の児童に感染するおそれのある児童

(変更及び辞退)

- 第11条 一時保育利用登録の決定を受けた保護者は、申請の内容に変更が生じたとき、または利用を辞退しようとするときは、速やかに一時保育変更（辞退）届けを町長に提出しなければならない。

(保護者の費用負担)

- 第12条 (1) 利用児童の保護者は、表1に定める費用を負担しなければならない。ただし、当該保護者が、生活保護世帯に属するときは、その全額を免除する。
- (2) 給食を必要とするときは、200円を加算する。
- (3) やむを得ない理由により、1日保育の時間を超えて利用するときは、超過時間1時間までにつき100円を加算した額とし、以降において同様とする。

〈表1〉

年齢区分	1日保育	半日保育
------	------	------

3歳未満児	2,000円	1,000円
3歳以上児	1,000円	500円

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から適用する。

一時保育登録申請書

平成 年 月 日

江府町長 様

〒 -

申請者 住所
 (保護者) 氏名 印

一時保育を利用したいので次のとおり登録します。

ふりがな 児童氏名	生年月日	平成 年 月 日
	年 齡	歳 月 性別 男・女
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
希望する 保育時間	<input type="checkbox"/> 一日 <input type="checkbox"/> 半日 <input type="checkbox"/> 不定 ()	
希望する 利用形態	週 回程度 (曜日) 月 回程度 その他 ()	
一時保育を必要とする区分 <input type="checkbox"/> 就労（パート）・地域活動・ボランティア活動（非定型的保育） <input type="checkbox"/> 心理的・身体的負担の解消のため（私的理由による保育） <input type="checkbox"/> 傷病・災害・冠婚葬祭など緊急な場合（緊急保育） <input type="checkbox"/> その他 ()		
一時保育を必要とする具体的な理由		

1. 家族の状況

氏 名	続柄	年 齡	勤務先(連絡先)	電話番号	備 考

2. 保護者の緊急連絡先

緊急連絡先 (確実に連絡が 取れるところ)	① 児童との続柄	電話番号
	② 児童との続柄	電話番号

3. 児童の身体の状態について

アレルギーの有無	1. ない 2. ある (アトピー・ぜんそく・その他: _____) 制限食品: _____		
身体の状態	1. 今までに大きな病気やけがをしたことがありますか ・ない ・ある (_____) 2. かかりつけの病院 病院名 _____ 電話番号 _____		
保育中に特に注意すべき事項			
保険証	名 称	記 号	番 号
保育園から自宅までの地図			
備 考			

一時保育登録通知書

平成 年 月 日

様

江府町長

印

月 日付けで登録申請のあった一時保育について、次のとおり登録したので通知します。

利用する児童の氏名 及び生年月日	平成 年 月 日生									
利用する保育園の名称	子供の国保育園									
利用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日									
利用料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢区分</th> <th>1日保育</th> <th>半日保育</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>2,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上児</td> <td>1,000円</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 年齢は、一時保育事業の利用日の月の初日における年齢満1歳以上とします。 給食を必要とするときは、200円を加算します。 やむを得ない理由により、規定する保育時間を超えて利用するときは、超過時間1時間につき100円を加算した額とし、以降において同様とします。ただし午後6時以降の保育は実施しません。 この利用料は、後日納付書を送付しますので、役場出納室に支払ってください。 	年齢区分	1日保育	半日保育	3歳未満児	2,000円	1,000円	3歳以上児	1,000円	500円
年齢区分	1日保育	半日保育								
3歳未満児	2,000円	1,000円								
3歳以上児	1,000円	500円								
備考										
<ol style="list-style-type: none"> 利用期間中において、登録申請書の記載事項に変更があった場合は、その旨を届け出てください。 利用期間中であっても、保育の必要がなくなった等の場合には利用の登録を取り消すことがあります。 										

一時保育登録却下通知書

平成 年 月 日

様

江府町長

印

月 日付けで登録申請のあった一時保育について、
次のとおり登録を却下したので通知します。

児童の氏名及び生年月日	平成 年 月 日生
利用予定の保育園の名称	子供の国保育園
利用予定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
登録却下の理由	

一時保育利用申込書

平成 年 月 日

江府町長 様

〒

保護者住所

氏名

印

（電話番号

）

次のとおり一時保育を利用したいので申し込みます。

児童名（性別）	（男・女）		年齢	歳	ヶ月	
利用日	年 月 日（ ）		から	年 月 日		
利用時間	時 分		～	時 分		
利用形態	<input type="checkbox"/> 半日保育	<input type="checkbox"/> 一日保育	給食	必要・不要		
利用料	半日保育	一日保育	給食費	円		
	3歳未満児	1,000円				2,000円
	3歳以上児	500円				1,000円
一時保育を利用する理由	区分（※）	<input type="checkbox"/> 非定型的保育 <input type="checkbox"/> 私的理由による保育 <input type="checkbox"/> 緊急保育				
	理由					
備考						

【注意】一時保育を利用する理由の区分（※）については、次の中から選び記入すること

- （1）非定型的保育 保護者の就労形態、社会的活動等への参加により、家庭における保育が継続的に困難
- （2）私的理由による保育 保護者の育児等に伴う心理的又は、肉体的負担を軽減するために一時的に保育が必要
- （3）緊急保育 保護者の傷病、災害、事故、冠婚葬祭その他社会的にやむを得ない理由により緊急かつ一時的に保育が必要

様式第5号（第10条関係）

平成 年 月 日

様

江府町長 印

一時保育終了通知書

次の児童の一時保育の利用については、終了しましたので通知します。

ふりがな 児童氏名		生年月日	平成 年 月 日
		年 齡	歳 ヶ月 性別 男・女
決定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
終了年月日	平成 年 月 日		
終了理由	1一時保育の必要がなくなった。 2その他		

様式第6号（第11条関係）

一時保育利用登録変更（辞退）届

平成 年 月 日

江府町長 様

保護者住所

氏名

印

（電話番号

）

平成年月日付けで登録申請をした内容について、変更（辞退）したいので届けます。

変更の内容

変 更 前	変 更 後